

平成29年9月大阪府議会定例会に、(1) (2)のとおり、万博公園条例の改正議案を提出しています。
大阪府議会での審議・議決をもって改正条例が成立します。

(1) 太陽の塔 入館料設定

<条例改正後（案）>

区分				単位	金額
個人	大人			1人1回	700
	小人				300
団体	学校団体	高校生		1人1回	300
		小人			180
	その他の団体	20人以上199人以下	大人	1人1回	560
			小人		250
		200人以上	大人	1人1回	490
			小人		210

(2) 万博記念競技場 使用料改定

<条例改正前>

区分		単位	金額	
本体設備	(略)	(略)	(略)	第5条第1項の許可を受けた者が入場料等を徴収する場合 この表に掲げる金額に3を乗じて得た額に入場料等の総額の10パーセントに相当する額を加えた額
附帯設備	大型映像装置	1式	51,420	
	照明設備	1時間	185,140	



<条例改正後（案）>

区分		単位	金額	
本体設備	(略)	(略)	(略)	第5条第1項の許可を受けた者が入場料等を徴収する場合 この表に掲げる金額に2を乗じて得た額に入場料等の総額の10パーセントに相当する額を加えた額
附帯設備	大型映像装置	1式	25,710	
	照明設備	1時間	46,285	